

設計便覧（案）下水道編Ⅰ 2004年版

正 誤 表

ページ	行	誤	正																								
1-2	3	一般土木工事等工事必携 滋賀県 平成13年4月 工事必携	一般土木工事等工事必携 滋賀県 平成16年12月 工事必携																								
1-2	20	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会 1996年版	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 日本下水道協会 2004年版																								
1-3	21	<table border="1"> <tr> <td>土木総説編（管路施設、ポンプ場・処理場施設）</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2003年版</td> </tr> <tr> <td>管路施設（開削工法）編</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2002年版</td> </tr> <tr> <td>管路施設（推進工法）編</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2002年版</td> </tr> <tr> <td>管路施設（シールド工法）編</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2002年版</td> </tr> </table>	土木総説編（管路施設、ポンプ場・処理場施設）	日本下水道協会	2003年版	管路施設（開削工法）編	日本下水道協会	2002年版	管路施設（推進工法）編	日本下水道協会	2002年版	管路施設（シールド工法）編	日本下水道協会	2002年版	<table border="1"> <tr> <td>土木総説編（管路施設、ポンプ場・処理場施設）</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2004年版</td> </tr> <tr> <td>管路施設（開削工法）編</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2004年版</td> </tr> <tr> <td>管路施設（推進工法）編</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2004年版</td> </tr> <tr> <td>管路施設（シールド工法）編</td> <td>日本下水道協会</td> <td>2004年版</td> </tr> </table>	土木総説編（管路施設、ポンプ場・処理場施設）	日本下水道協会	2004年版	管路施設（開削工法）編	日本下水道協会	2004年版	管路施設（推進工法）編	日本下水道協会	2004年版	管路施設（シールド工法）編	日本下水道協会	2004年版
土木総説編（管路施設、ポンプ場・処理場施設）	日本下水道協会	2003年版																									
管路施設（開削工法）編	日本下水道協会	2002年版																									
管路施設（推進工法）編	日本下水道協会	2002年版																									
管路施設（シールド工法）編	日本下水道協会	2002年版																									
土木総説編（管路施設、ポンプ場・処理場施設）	日本下水道協会	2004年版																									
管路施設（開削工法）編	日本下水道協会	2004年版																									
管路施設（推進工法）編	日本下水道協会	2004年版																									
管路施設（シールド工法）編	日本下水道協会	2004年版																									
1-11	18	かつ、計画きよ下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させ	かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させ																								
1-16	15	各章及び工事必携に記載している日本工業規格（JIS）及び日本	各章及び一般土木工事等共通仕様書に記載している日本工業規格																								
1-17	4	小規模指針 218	小規模指針 90																								
1-18	10	説 558)、平成12年3月24日付け建設省政発第28号および建設省国道発第13号「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さについて」に規定する条件に附すべき事項等について」（要領総説 580）および平成11年6月23日	説 345)、平成12年3月24日付け建設省政発第28号および建設省国道発第13号「電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さについて」に規定する条件に附すべき事項等について」（要領総説 349）および平成11年6月23日																								
1-19	7	(3) 2本の管きよが合流する場合の中心交角は、原則として60度以上とし、曲線をもって合流する場合の曲線の半径は、内径の	(3) 2本の管きよが合流する場合の中心交角は、原則として60度以下とし、曲線をもって合流する場合の曲線の半径は、内径の																								
1-20	4	要領総説 427	要領総説 223																								

設計便覧（案）下水道編Ⅰ 2004年版

正 誤 表

ページ	行	誤	正																				
1-29	15	下水道 市町村の下水道管理部署、流域下水道（滋賀県の下水道事業 106）	下水道 市町村の下水道管理部署、流域下水道（滋賀県の下水道事業 108）																				
1-63	4	工事必携 1133 要領総説 342	工事必携 16-1 要領総説 119																				
1-66	14	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>土 工</td> <td>掘 削 区 分</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		土 工	掘 削 区 分		○			機 械 掘 削			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>土 工</td> <td>掘 削 区 分</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		土 工	掘 削 区 分		○			機 械 掘 削		
	土 工	掘 削 区 分		○																			
		機 械 掘 削																					
	土 工	掘 削 区 分		○																			
		機 械 掘 削																					
1-68	5	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>掘 削 区 分</td> <td></td> <td></td> <td>掘削深さ ○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> <td>(準) ○</td> </tr> </table>		掘 削 区 分			掘削深さ ○		機 械 掘 削			(準) ○	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>掘 削 区 分</td> <td></td> <td></td> <td>掘削深さ ○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> <td>(準) ○</td> </tr> </table>		掘 削 区 分			掘削深さ ○		機 械 掘 削			(準) ○
	掘 削 区 分			掘削深さ ○																			
	機 械 掘 削			(準) ○																			
	掘 削 区 分			掘削深さ ○																			
	機 械 掘 削			(準) ○																			
1-71	14	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>土 工</td> <td>掘 削 区 分</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		土 工	掘 削 区 分		○			機 械 掘 削			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>土 工</td> <td>掘 削 区 分</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		土 工	掘 削 区 分		○			機 械 掘 削		
	土 工	掘 削 区 分		○																			
		機 械 掘 削																					
	土 工	掘 削 区 分		○																			
		機 械 掘 削																					
1-79	16	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>掘 削 区 分 (機械・人力)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			掘 削 区 分 (機械・人力)		○			機 械 掘 削			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>掘 削 区 分 (機械・人力)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>機 械 掘 削</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			掘 削 区 分 (機械・人力)		○			機 械 掘 削		
		掘 削 区 分 (機械・人力)		○																			
		機 械 掘 削																					
		掘 削 区 分 (機械・人力)		○																			
		機 械 掘 削																					
参-31	13	なお、貴管下水道管理者に対しても、周知方お取り計らい願いた	なお、貴管下水道管理者に対しても、周知方お取り計らい願いた																				
工-53	17	一般土木等共通仕様書 第8編下水道編1-13-__に規定する竣	一般土木等共通仕様書 第8編下水道編1-13-3に規定する竣																				